

第 13 編
地 位 協 定

第13編 地位協定

第1章 日米地位協定該当者の取扱い	1
第1節 総則	1
第1 日米地位協定	1
第2 全般的留意点	1
第2節 日米地位協定該当者の範囲	1
第1 基本的事項	1
第2 日米地位協定該当者の範囲（日米地位協定第1条）	2
第3節 日米地位協定該当者の出入国手続	4
第1 入国手続	4
第2 出国手続	7
第4節 その他	8
第1 日米地位協定該当者の基地外稼働	8
第2 米海軍における日米地位協定上の被扶養家族承認申請に係る取扱い	9
第2章 国連軍地位協定該当者の出入国に関する取扱い	10
第1節 総論	10
第1 国連軍地位協定	10
第2 全般的留意点	10
第2節 国連軍地位協定該当者の範囲	10
第1 基本的事項	10
第2 国連軍地位協定該当者の範囲（国連軍地位協定第1条）	10
第3節 国連軍地位協定該当者の出入国手続	11
第1 入国手続	11
第2 出国手続	12
第3章 日米地位協定該当者及び国連軍地位協定該当者の在留資格の取得等に係る措置	14
第1節 在留資格の取得	14
第1 対象	14
第2 審査	14
第3 在留資格・在留期間の決定	14
第4 許可の方法	14
第5 日米地位協定該当者からの軍籍離脱者に関する特則	15

第 6 終止	16
第 2 節 日米地位協定等該当者になった者に係る措置	16
第 1 対象	16
第 2 受付	17
第 3 審査	18
第 4 措置	18
第 5 日米地位協定等該当者に該当しないこととなった場合の取扱い	20
第 4 章 様式	23

第1章 日米地位協定該当者の取扱い

第1節 総則

第1 日米地位協定

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下「日米地位協定」という。）は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下「日米安全保障条約」という。）第6条の規定に従い締結された協定である。

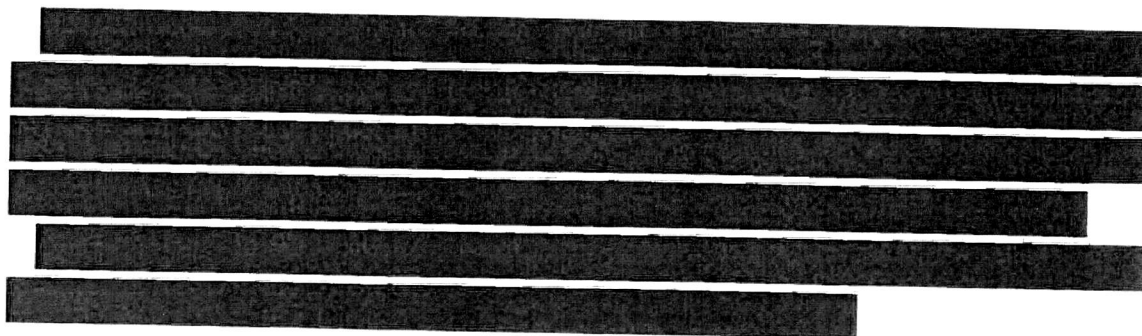
当局が関係するのは、日米地位協定第1条（定義）、第5条（米国により運航される船舶及び航空機の入港）、第9条（米国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者の出入国）、第14条（米国政府が指定する契約業者の被用者の出入国）等である。

（参考）日米安全保障条約第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第2 一般的留意点



第2節 日米地位協定該当者の範囲

第1 基本的事項

日米安全保障条約第 6 条に定める特別の任務及び特別の身分をもって入国・在留しようとする者は、日米地位協定に基づき、上陸審査の対象とならない。

これは、日米地位協定第 9 条により、合衆国軍隊の構成員は旅券及び査証に関する我が国の法令の適用から除外され、また、合衆国軍隊構成員及び軍属並びにそれらの家族は外国人の登録及び管理に関する我が国の法令の適用から除外されるためである。

第 2 日米地位協定該当者の範囲（日米地位協定第 1 条）

1 合衆国軍隊の構成員（同条（a））

本邦にある間における米国の陸軍、海軍及び空軍（海兵隊及び沿岸警備隊を含む。）に属する現役軍人をいう。

2 軍属（同条（b））

米国の国籍を有する文民で、本邦にある米国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴する者（通常本邦に居住する者及び日米地位協定第 14 条 1 に掲げる者（注）を除く。）をいう。

（注）日米地位協定第 14 条

1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が 2 の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。

2 1 にいう指定は、日本国政府との協議の上に行われるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行われるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

（a）合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わったとき。

（b）それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の活動に従事していることが立証されたとき。

（c）それらの者が日本国で違法とされる活動を行っているとき。

ア [redacted]

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

オ [redacted]

なお、日米二重国籍者で合衆国が本邦に入れたものは合衆国国民とみなし、「通常日本国に居住する者」とは特別永住者又は「永住者」の在留資格を有する者をいう。

3 家族（同条（c））

家族とは、在日米国軍に所属する合衆国軍隊の構成員又は軍属と次のいずれかの関係にあり、かつ、米軍当局が日米地位協定上の家族として認めた者をいう。

ア 配偶者又は21歳未満の子（養子及び連れ子を含む。）

イ 父若しくは母（配偶者の父母を含む。）又は21歳以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

① [redacted]

② [redacted]

③ [redacted]

④ [redacted]

第 3 節 日米地位協定該当者の出入国手続

第 1 入国手続

[Redacted text block]

(注)

[Redacted text block]

①

[Redacted text block]

②

[Redacted text block]

1

(1)

[Redacted text block]

[Redacted text block]

(注) [Redacted text block]

① [Redacted text block]

② [Redacted text block]

③ [Redacted text block]

④ [Redacted text block]

⑤ [Redacted text block]

⑥ [Redacted text block]

⑦ [Redacted text block]

ア [Redacted text block]

イ [Redacted text block]

ウ [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(2) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(3) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(4) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]
[Redacted]

(注) [Redacted]
[Redacted]

2 [Redacted]
[Redacted]

(1) [Redacted]
(2) [Redacted]

[Redacted]
[Redacted]

第2 出国手続

[Redacted]

1 [Redacted]

(1) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

ア [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

イ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

ウ [Redacted]

[Redacted]

(2) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(3) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

- [Redacted]
- [Redacted]
- (4) [Redacted]
- [Redacted]
- ア [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- イ [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- (注) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- 2 [Redacted]
- [Redacted]
- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

第 4 節 その他

第 1 日米地位協定該当者の基地外稼働

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

[Redacted text block]

第2 米海軍における日米地位協定上の被扶養家族承認申請に係る取扱い

[Redacted text block]

(注)

1

[Redacted text block]

2

[Redacted text block]

3

[Redacted text block]

4

[Redacted text block]

第2章 国連軍地位協定該当者の出入国に関する取扱い

第1節 総論

第1 国連軍地位協定

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（以下「国連軍地位協定」という。）は、国際連合憲章第2条の趣旨を踏まえ朝鮮における国際連合の行動に参加している軍隊の我が国における地位、待遇等を定めるため締結された協定である。

第2 全般的留意点

[Redacted text block]

第2節 国連軍地位協定該当者の範囲

第1 基本的事項

国連軍地位協定に該当する者（「国連軍地位協定該当者」という。以下同じ。）は、同協定に基づき、上陸審査の対象とならない。

これは、国連軍地位協定第3条により、国連軍構成員は、旅券及び査証に関する我が国の法令の適用から除外され、また、国連軍構成員及び軍属並びにそれらの家族は外国人の登録及び管理に関する我が国の法令の適用から除外される。

第2 国連軍地位協定該当者の範囲（国連軍地位協定第1条）

国際連合の諸決議に従う行動に従事するために派遣され、国際連合軍司令部又は派遣国の当局が認める次のものをいう。

1 国連軍構成員（同条（e））

国際連合の軍隊に属し現に服役中の人員で日本国内にある間におけるものをいう。

2 軍属（同条（f））

派遣国の国籍を有し、かつ、国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随

伴する文民で、日本国内にある間における者（日本国に通常居住する者を除く。）をいう。

3 家族（同条（g））

次の者で日本国内にある間におけるものをいう。

- (1) 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び21歳未満の子
- (2) 国際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び21歳以上の子で、その生計費の半額以上をこれらの者に依存する者

第3節 国連軍地位協定該当者の出入国手続

第1 入国手続

1

(1)

(2)

(3)

2 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

3 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

4 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

第 2 出国手続

1 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(1) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

(2) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

[Redacted]

(3) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

2 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

第 3 章 日米地位協定該当者及び国連軍地位協定該当者の在留資格の取得等に係る措置

第 1 節 在留資格の取得

第 1 対象

日米地位協定又は国連軍地位協定（以下「日米地位協定等」という。）該当者の軍籍離脱等上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる者で、当該事由の発生後 60 日を超えて本邦に在留しようとするもの。

第 2 審査

次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に許可する。

- 1 行おうとする活動が法別表第 1 又は第 2 に掲げる申請に係る在留資格の下欄に掲げる活動に該当すると認められること。
- 2 行おうとする活動が法別表第 1 の 2 の表又は 4 の表の上欄に掲げる在留資格に該当する場合は、基準省令への適合性が認められること。
- 3 その他許可することが適当と認められること。

[Redacted]

(1) [Redacted]

(2) [Redacted]

(3) [Redacted]

(4) [Redacted]

第 3 在留資格・在留期間の決定

在留資格及び在留期間は、「第 12 編 在留資格」に基づき決定する。

第 4 許可の方法

- 1 在留カードの交付等

在留資格の取得を許可する際、当該許可に係る外国人が中長期在留者に該当することと

なる場合は、当該外国人に対して、在留カードを交付し、旅券及び在留資格証明書には、許可に係る証印をしない。当該許可に係る外国人が中長期在留者に該当しない場合は、当該外国人の旅券又は在留資格証明書に、許可に係る証印を貼付又は押印する。

2 許可番号

申請受付番号と同一とする。

3 許可年月日

在留カードの交付又は旅券等に証印をした年月日とする。

4 その他

(1) 法第 22 条の 2 第 1 項に定める在留資格を有することなく本邦に在留することができる期間の満了前に中長期在留者として在留カードを交付し、又は旅券に証印をし、若しくは証印をした在留資格証明書を交付するときの在留期間の起算日は、在留カードを交付し、又は当該証印をし若しくは証印をした在留資格証明書を交付した日の翌日とする。

(2) 法第 22 条の 2 第 1 項に定める在留資格を有することなく本邦に在留することができる期間の満了後に中長期在留者として在留カードを交付し、又は旅券に証印をし、若しくは証印をした在留資格証明書を交付するときの在留期間の起算日は、同期間満了日(日米地位協定該当者の軍籍離脱等の事由の発生の日から 60 日)の翌日とする。

第 5 日米地位協定該当者からの軍籍離脱者に関する特則

日米地位協定該当者である軍人・軍属で、米軍の軍籍を離脱し、引き続き本邦に在留しようとする者に関する在留資格取得許可については、「第 10 編 在留審査」及び本章に定めるところによるほか、次に定めるところにより措置する。

なお、本特則は日米地位協定該当者のうち軍人及び軍属に適用されるものであり、軍人又は軍属の家族については、国籍離脱者等の場合と同様に取り扱う。

1 受付

米軍の軍籍を離脱する前に、施行規則別表第 3 に規定する立証資料及び米軍発給の仮離脱許可書を提出して申請があったときは、在留資格取得許可の申請を受け付ける。

2 許可

3 不許可

4 証印

次のとおりとする。

(1) 中長期在留者となる場合

申請人に対して在留カードを交付し、旅券及び在留資格証明書には許可に係る証印をしない。

(2) 前記 (1) 以外の場合

申請人の旅券又は在留資格証明書に、許可に係る証印を貼付又は押印する。

第 6 終止

申請人が日米地位協定等該当者であることが判明したときは、直ちに審査を終止し、終止事実、終止年月日及び事由を電算入力する。

第 2 節 日米地位協定等該当者になった者に係る措置

第 1 対象

在留資格を有して在留している者又は特別永住者のうち、次に掲げる者となったものが対象となる。

- 1 日米地位協定第 1 条 (a) に規定する米国軍隊の構成員、同条 (b) に規定する軍属若しくは同条 (c) に規定する家族又は日米地位協定第 14 条 1 により指定を受けたものの被用者

(注)

- 2 国連軍地位協定第1条(e)、(f)(通常本邦に居住する者を除く。)又は(g)該当者

(注) 同条(f)については、前記1(注)前段に同じ。

第2 受付

第1に規定する者から、次の書類を提出又は提示して、日米地位協定等の適用がある旨の申出があったときはこれを受け付ける。

1 提示書類

- (1) 旅券又は在留資格証明書
- (2) 合衆国軍隊の構成員又は国連軍地位協定第1条(e)該当者にあつては身分証明書

2 提出資料

- (1) 日米地位協定等該当申出書(別記第6号様式)1通
- (2) 中長期在留者にあつては在留カード
- (3) 特別永住者にあつては特別永住者証明書
- (4) 資格外活動許可書の交付を受けている者にあつては当該許可書
- (5) 立証資料

ア 日米地位協定第1条(b)該当者又は日米地位協定第14条により指定を受けた者在日米国軍発行の日米地位協定該当確認書(参考資料5参照)

イ 日米地位協定第1条(c)該当者

在日米国軍発行の日米地位協定該当確認書(参考資料6参照)及び構成員又は軍属との家族関係を証する文書

ウ 国連軍地位協定第1条(f)該当者

国連軍発行の雇用予定証明書

エ 国連軍地位協定第1条(g)該当者

国連軍発行の構成員又は軍属との家族関係を証する文書

3 受付

- (1) 申出記載内容の点検

申出を受け付けたときは、申出書の記載内容を点検し、不備がある場合は申出人に補正させる。

- (2) FEISへの入力等

申出を受け付けたときは、申請種別、申出受付番号、受付年月日等必須事項を電算入力するとともに、受付日ごとに進行管理簿(速報版)を出力する。

(3) 受付番号

受付番号は、第 10 編第 1 章第 2 節第 10 に準じて付し、申請種類別の記号は「V」とする。

(注) 電算上は、在留資格の抹消として申請種別、受付番号を入力し、タイトルシートも在留資格抹消のものを使用する。

第 3 審査

地方局等又は出張所の長は、前記第 2 に基づいて提出又は提示された書類から、申出人が前記第 1 に該当し、後記第 4 の措置を執る必要があるか確認する。後記第 4 の措置を執る必要がないと判断したときは、申出人に対し、通知書（別記第 7 号様式）を交付する。

なお、申出人が日米地位協定に基づく送却要請事由に該当するときは、警備部門の長等に通報する。

第 4 措置

1 措置の表示等

前記第 3 の審査の結果、申出人が前記第 1 に該当する日米地位協定等該当者であることが確認された場合は、中長期在留者以外の者及び新規上陸許可時に決定された在留期間内の中長期在留者については、当該外国人の旅券又は在留資格証明書にある現に有効な許可証印の付近に次の（1）から（6）までのいずれか適当なものを記載した上、処分庁名印又は入国審査官認証印を押印する。また、在留カード又は特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）を所持している者については、在留カード等を返納させ、失効した
在留カード等の IC 部分に穿孔処理をした上で、当該申出人に還付するほか、当該者が日米地位協定該当者である場合であって旅券又は在留資格証明書に現に有効な許可証印がない場合は、当該旅券又は在留資格証明書の適宜の箇所に次の（1）から（3）までのいずれか適当なものを記載した上、処分庁名印又は入国審査官認証印を押印する。

(1) 日米地位協定第 1 条（a）又は（c）該当者

「The Immigration Control Act does not apply due to being a “Status of Forces Agreement” member (or dependent)」

(2) 日米地位協定第 1 条（b）該当者

「The Immigration Control Act does not apply due to being a “Status of Forces Agreement” civilian component」

(3) 日米地位協定第 1 4 条 1 により指定を受けた業者の職員

「The Immigration Control Act does not apply due to being a “Status of Forces Agreement” contractor」

(4) 国連軍協定第1条(e) 該当者

「The Immigration Control Act does not apply due to being a “United Nations Forces Agreement” member」

(5) 国連軍協定第1条(f) 該当者

「The Immigration Control Act does not apply due to being a “United Nations Forces Agreement” civilian component」

(6) 国連軍協定第1条(g) 該当者

「The Immigration Control Act does not apply due to being a “United Nations Forces Agreement” dependent」

2 立証資料の処理

日米地位協定第1条(b)若しくは同条(c)又は日米地位協定第14条により指定を受けた者が提出した日米地位協定該当確認書は、次のとおり処理する。

(1) 日米地位協定第1条(b) 該当者及び日米地位協定第14条により指定を受けた者

ア 必要記載事項等

(ア) 表面の庁名及び署名等年月日記載欄に庁名等を記載する。

(イ) 裏面の庁名及び連絡先記載欄に庁名等を記載し、「署名又は印」欄から「氏名」欄にかけて入国審査官認証印を押印する。なお、日米地位協定第1条(b) 該当者については、以上の記載等のほか、備考欄に「The individual is not ordinarily resident.」と記載する。

イ 申出人への還付

前記アの処理を施した日米地位協定該当確認書の写しを取り、原本を申出人に還付する。なお、写しは処分記録に添付する。

(2) 日米地位協定第1条(c) 該当者

ア 必要記載事項等

(ア) 表面の庁名記載欄に庁名を記載する。

(イ) 裏面の庁名及び連絡先記載欄に庁名等を記載し、「署名又は印」欄から「氏名」欄にかけて入国審査官認証印を押印する。

イ 申出人への還付

前記アの処理を施した日米地位協定該当確認書の写しを取り、原本を申出人に還付する。なお、写しは処分記録に添付する。

3 FEISへの入力等

日米地位協定等該当者であることの確認年月日、措置事由等をFEISに入力して外国

人マスタ記録を閉鎖する。

(注) 電算上の処理は在留資格の抹消となる。

4 処分記録の送付

(1) 本項の措置を講じた出張所の長は、電算入力のための処分記録の送付の規定を準用して、当該出張所を管轄する地方局等の長に、措置の内容を記載した申出書等の写しを送付する。

(2) 本項の措置を講じた地方局等又は出張所において当該外国人に係る個人記録を保管していない場合は、当該記録を保管している地方局等又は出張所の長に、措置の内容を記載した申出書等の写しを送付する。

5 在留期間内に日米地位協定該当者となった者が在留期間経過後に出頭した場合の特例
在日米軍の内部規定上、前記 1 により措置された旅券等（在留カードを所持する者については穿孔処理された在留カードを含む。）を所属基地に持参することで初めて日米地位協定該当者としての身分証明書類の発行等を受けられることとされているため、在留期間内に日米地位協定該当者となった者が従前の在留期間経過後に出頭した場合、前記 1 のとおり措置する。

第 5 日米地位協定等該当者に該当しないこととなった場合の取扱い

前記第 4 に定める措置を講じた者から、日米地位協定等に該当しなくなった旨の申出がなされたときは、次に掲げる区分に応じた措置を執るものとする。

1 永住者、特別永住者及び（永住者、特別永住者以外の者で）日米地位協定等該当者になって前記第 4 に定める措置を講じた時点で有する在留期間が経過していない者

(1) 申出

ア 提示書類

旅券又は在留資格証明書

イ 提出書類

(ア) 日米地位協定等非該当申出書（別記第 8 号様式） 1 通

(イ) 日米地位協定等に該当しなくなったことを証する資料 1 通

(2) 受付

ア 申出書記載内容の点検

前記 (1) の申出を受付したときは、申出書の記載内容を点検し、不備がある場合は申出人に補正させる。

イ FEIS への入力等

前記 (1) の申出を受付したときは、申請種別、申出受付番号、受付年月日等必須

事項を電算入力するとともに、受付日ごとに進行管理簿（速報版）を出力する。

ウ 受付番号

受付番号は、当該申出を受け付けた順に一連番号とする。

（注）電算上は、紛失等による在留カードの再交付申請として申請種別、受付番号を入力し、タイトルシートも在留カードの再交付申請のものを使用する。

なお、特別永住者の場合も同様に在留カードの再交付申請のものを使用する。

エ 受付票の交付

受付の事実及び問合せ先を申出人に対して明らかにするため、受付票（別記第9号様式）に出頭日（原則として、申出のあった日から1週間後以降とする。）を記載の上、申出人に同受付票を手交する。

（3）審査

地方局等又は出張所の長は、前記（1）の提出書類から、申出人が日米地位協定等に該当しなくなり、後記（4）の措置を執る必要があるか確認する。後記（4）の措置を執る必要がないと判断したときは、申出人に対し、通知書（別記第7号様式）を交付する。

（4）措置

日米地位協定第9条第2項において、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外されることとされており、同協定に該当する者については、同協定に該当することとなった時点から、在留資格の抹消等の手続を執ることなく、同協定の規定が適用される。これを実務上担保するために、同協定該当者であるとの申出がなされた場合には、在留カード等を返納させ、外国人マスタ記録の閉鎖等を行うこととする一方、日米地位協定非該当者となった旨の申出がなされた場合には、再び入管法の適用を受けることになることから、実務上、以下の措置を執るものである。

ア FEISの外国人マスタ情報の補正

日米地位協定等非該当者であることの確認を行ったときは、閉鎖済みの外国人マスタ情報を回復させるため、本庁総務課情報システム管理室あて外国人マスタ情報の補正を依頼する。

イ 措置の表示等

旅券に前記第4の1の表示がなされた者については、当該記載に二重線を付し、適用となっていた協定に応じ「Non-eligibility under the Status of Forces of Agreement Member」又は「Non-eligibility under the Status of United Nations

Forces Agreement Member」等と記載した上、処分庁名印又は入国審査官認証印を押印する。

ウ 在留カード等の交付

中長期在留者又は特別永住者に対しては、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書を交付する。

この場合において、在留カード等の交付年月日は現に交付する日、住居地欄は「未届（届出後裏面に記載）」とし、在留カード上の許可の種類及び許可年月日については前記第 4 に定める措置を講ずる際に有効であった在留資格に係るものを記載する。

また、在留カード等の交付を受けた者に対しては、住居地のある市区町村において住居地の届出を行うよう指導する。


（注 1）外国人マスタ情報が回復しても、市区町村における住民票は回復しないため、住居地は未届となり、改めて住居地の届出（住民基本台帳法上の住所の届出）が必要となる。

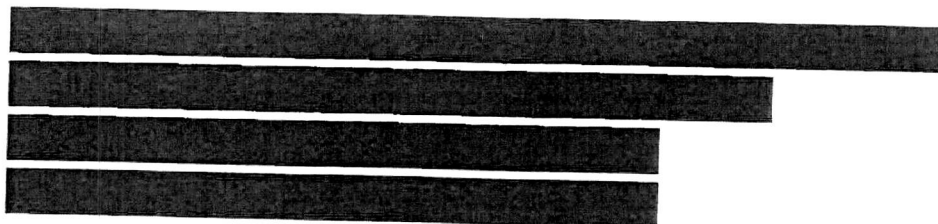
（注 2）本項の措置は新たな許可処分を行うものではない。したがって、日米地位協定等該当者であった期間中に在留資格該当性を喪失している者については、日米地位協定等に該当することとなる前の在留資格に係る在留カードを交付するが、適切な在留資格への変更申請を指導する。

2 日米地位協定等該当者になって前記第 4 に定める措置を講じた時点で有する在留期間が経過している者

入管法第 22 条の 2 の適用があることから、同条の規定に基づき、在留資格取得許可申請を指導する（前記第 1 節参照）。

第4章 様式

別記第1号様式	日米地位協定該当者上陸証印
別記第2号様式	日米地位協定該当者出国証印
別記第3号様式	国連軍地位協定該当者上陸証印
別記第4号様式	国連軍地位協定該当者出証印
別記第5号様式	
別記第6号様式	日米地位協定等該当申出書
別記第7号様式	通知書
別記第8号様式	日米地位協定等非該当申出書
別記第9号様式	受付票



参考資料5	日米地位協定該当確認書（日米地位協定第1条（b）該当者及び日米地位協定第14条により指定を受けた者用）
参考資料6	日米地位協定該当確認書（日米地位協定第1条（c）該当者用）

(別記第 1 号様式)

<p>Under Status of Forces Agreement Entered Japan Date : Port : _____ immigration inspector</p>

(別記第 2 号様式)

<p>Under Status of Forces Agreement Departed Japan Date : Port : _____ immigration inspector</p>
--

(別記第 3 号様式)

<p>Under United Nations Forces Agreement Entered Japan Date : Port : _____ immigration inspector</p>
--

(別記第 4 号様式)

<p>Under United Nations Forces Agreement Departed Japan Date : Port : _____ immigration inspector</p>

別記第5号様式

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

番号 No.
年月日 Date:

日米地位協定等該当申出書

Application of eligibility under the Status of Forces Agreement or Status of UN Forces Agreement

出入国在留管理局長 殿
To : Director of the _____ Regional Immigration Services Bureau

日米地位協定等に該当することとなったので、下記のとおり申し出ます。
I hereby apply as described below.

記

- 1 国籍・地域 _____
Nationality/Region
- 2 氏名, 性別 _____ (男 male / 女 female)
Name, Sex
- 3 生年月日 _____ 年 year 月 month 日 day
Date of Birth
- 4 住居地 _____
Address in Japan
- 5 在留資格, 在留期間 _____
Status of residence and period of stay
- 6 在留カード又は特別永住者証明書の番号 _____
Residence card / Special permanent resident certificate No.
- 7 該当事項 Applicable item
 - 日米地位協定第1条(a)又は(c)項
The Immigration Control Act does not apply due to being a "Status of Forces Agreement" member (or dependent)
 - 日米地位協定第1条(b)項
The Immigration Control Act does not apply due to being a "Status of Forces Agreement" civilian component
 - 日米地位協定第14条第1項により指定を受けた業者の職員
The Immigration Control Act does not apply due to being a "Status of Forces Agreement" contractor
 - 国連軍協定第1条(e)項
The Immigration Control Act does not apply due to being a "United Nations Forces Agreement" member
 - 国連軍協定第1条(f)項
The Immigration Control Act does not apply due to being a "United Nations Forces Agreement" civilian component
 - 国連軍協定第1条(g)項
The Immigration Control Act does not apply due to being a "United Nations Forces Agreement" dependent

申出者署名 Applicant's Signature

通 知 書

NOTICE

年 月 日

Date:

To: 殿

あなたの申出については、特段の措置を要しませんので、通知します。

This is to inform you that special measures are not required and therefore your application has been denied.

出 入 国 在 留 管 理 局

Regional Immigration Services Bureau

番号 No.
年月日 Date:

日米地位協定等非該当申出書

Application of non-eligibility under the Status of Forces Agreement or Status of UN Forces Agreement

_____ 出入国在留管理局長 殿
To : Director of the _____ Regional Immigration Services Bureau

日米地位協定等に該当しないこととなったので、下記のとおり申し出ます。
I hereby apply as described below.

記

- 1 国籍・地域 _____
Nationality/Region
- 2 氏名, 性別 _____ (男 male / 女 female)
Name, Sex
- 3 生年月日 _____ 年 year 月 month 日 day
Date of Birth
- 4 住居地 _____
Address in Japan

申出者署名 Applicant's Signature

別記第9号様式

受付票 Application Receipt

受付年月日 Date :

番号 Application No. :

氏名 Name

男 Male / 女 Female

生年月日

年

月

日

国籍・地域

Date of Birth

Nationality/Region

あなたの申出については、当方から特別の通知がない限りは、次の期間内に処分を行いますので、同期間内に当局（所）に、この受付票と旅券を持ってお越しください。
In particular, unless otherwise notified, You are requested to appear in this office within a period of below with this application receipt and passport necessary for final action on your application.

出頭期間
Period of appearance

From:
Until:

年 月 日から

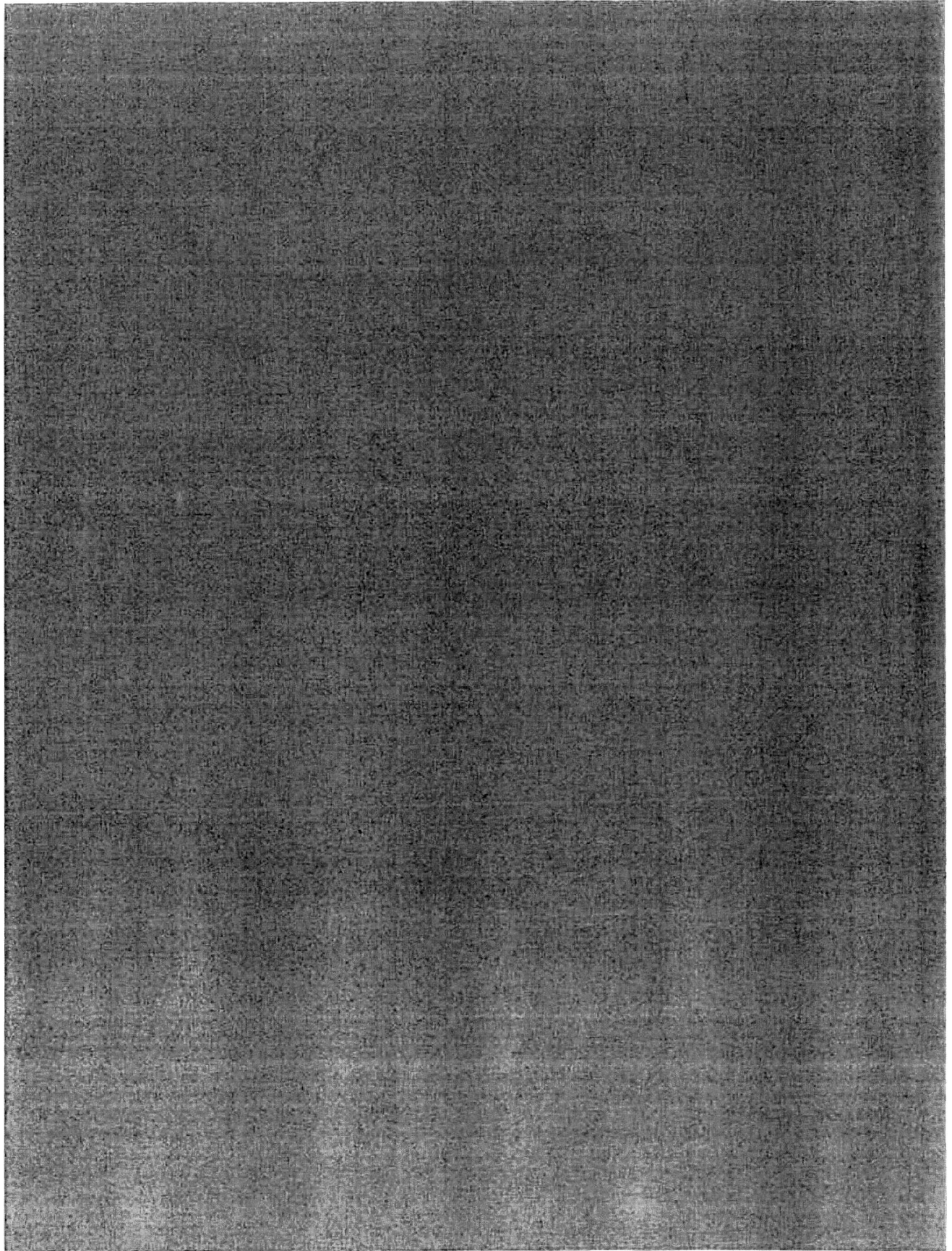
※同期間内に来られない事情がある場合、事前にご連絡ください。
※If you have an unavoidable circumstance and are unable to visit this office by the deadline, please let it known to this office in advance.

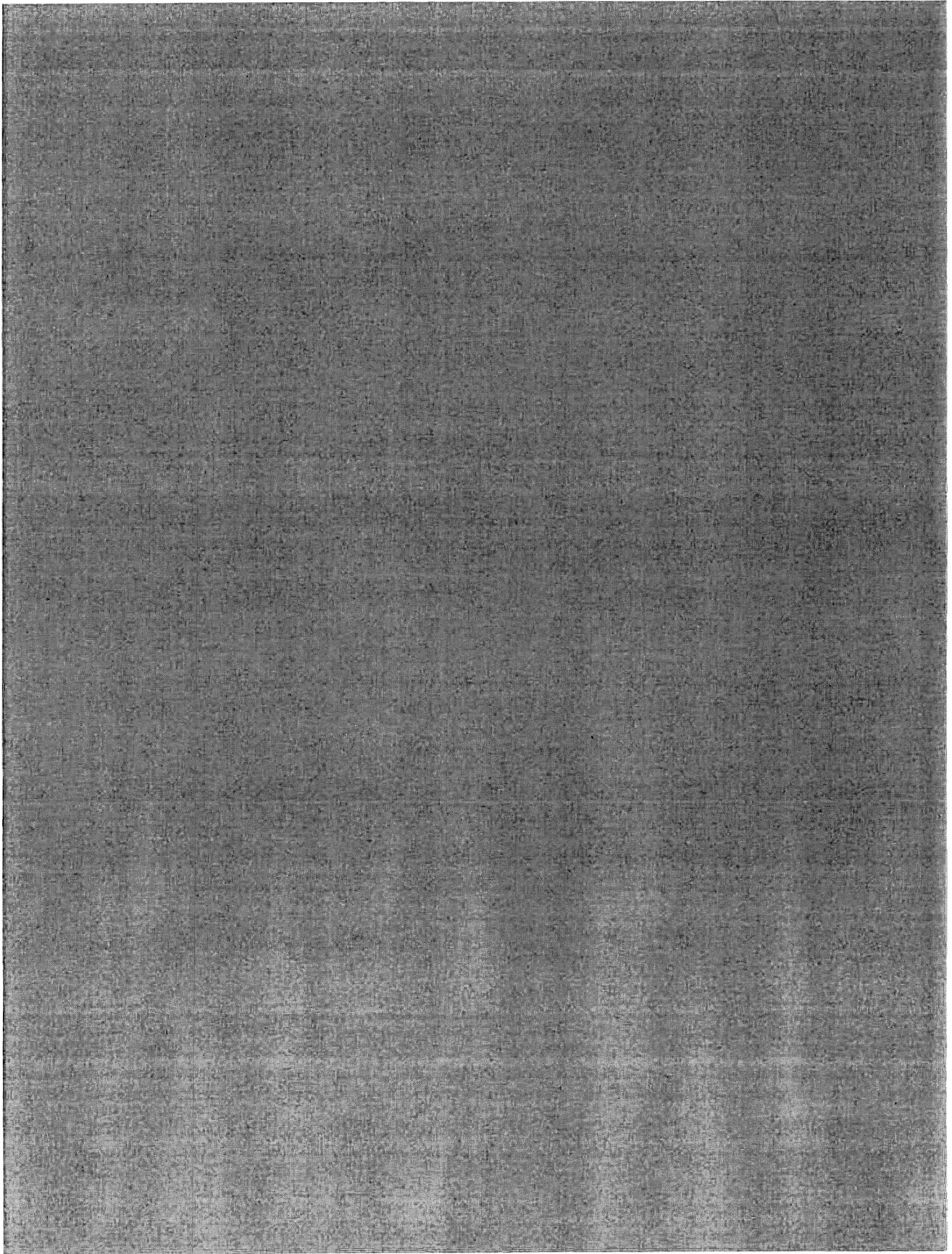
出入国在留管理局（支局）

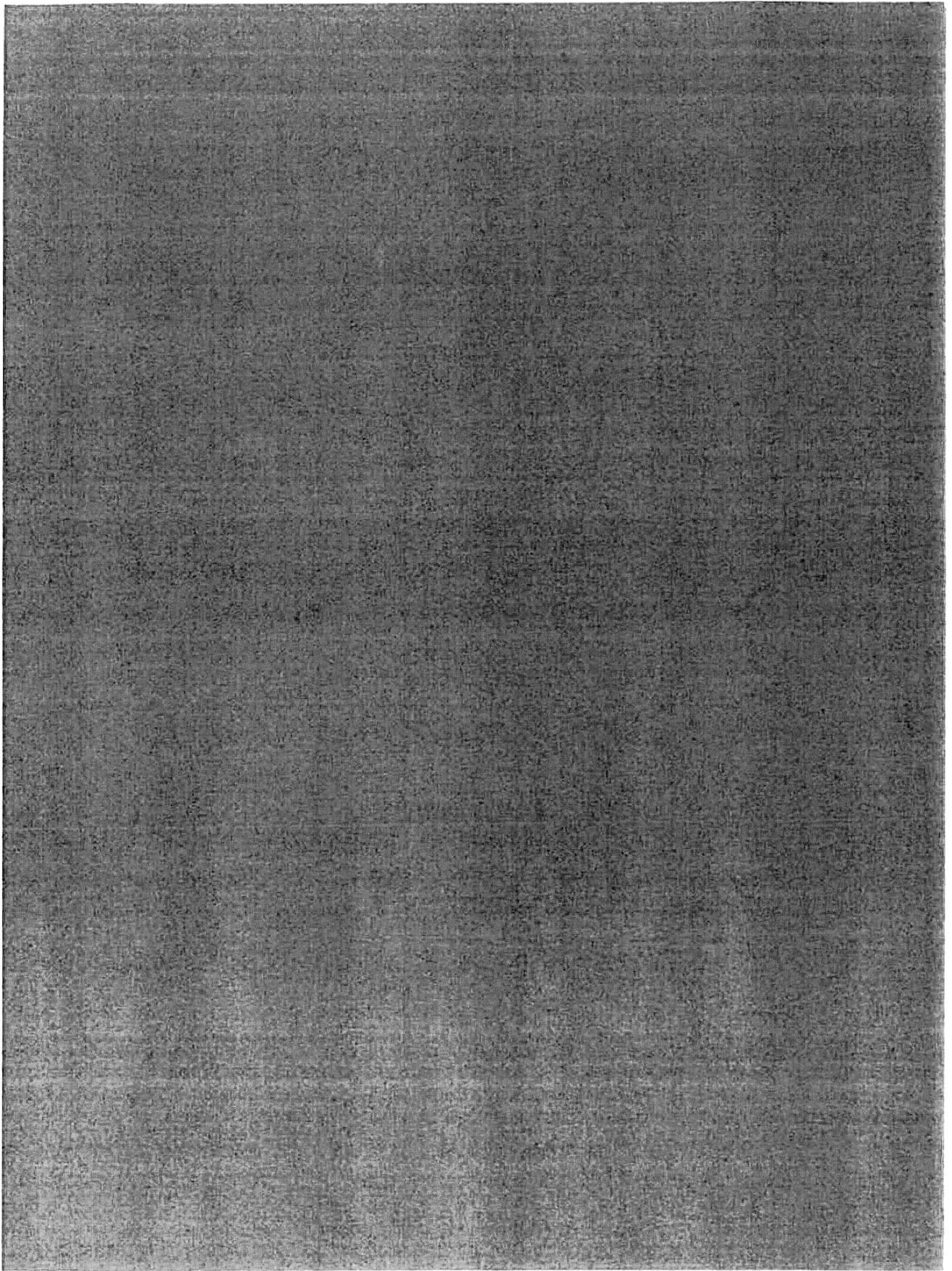
部門（出張所）

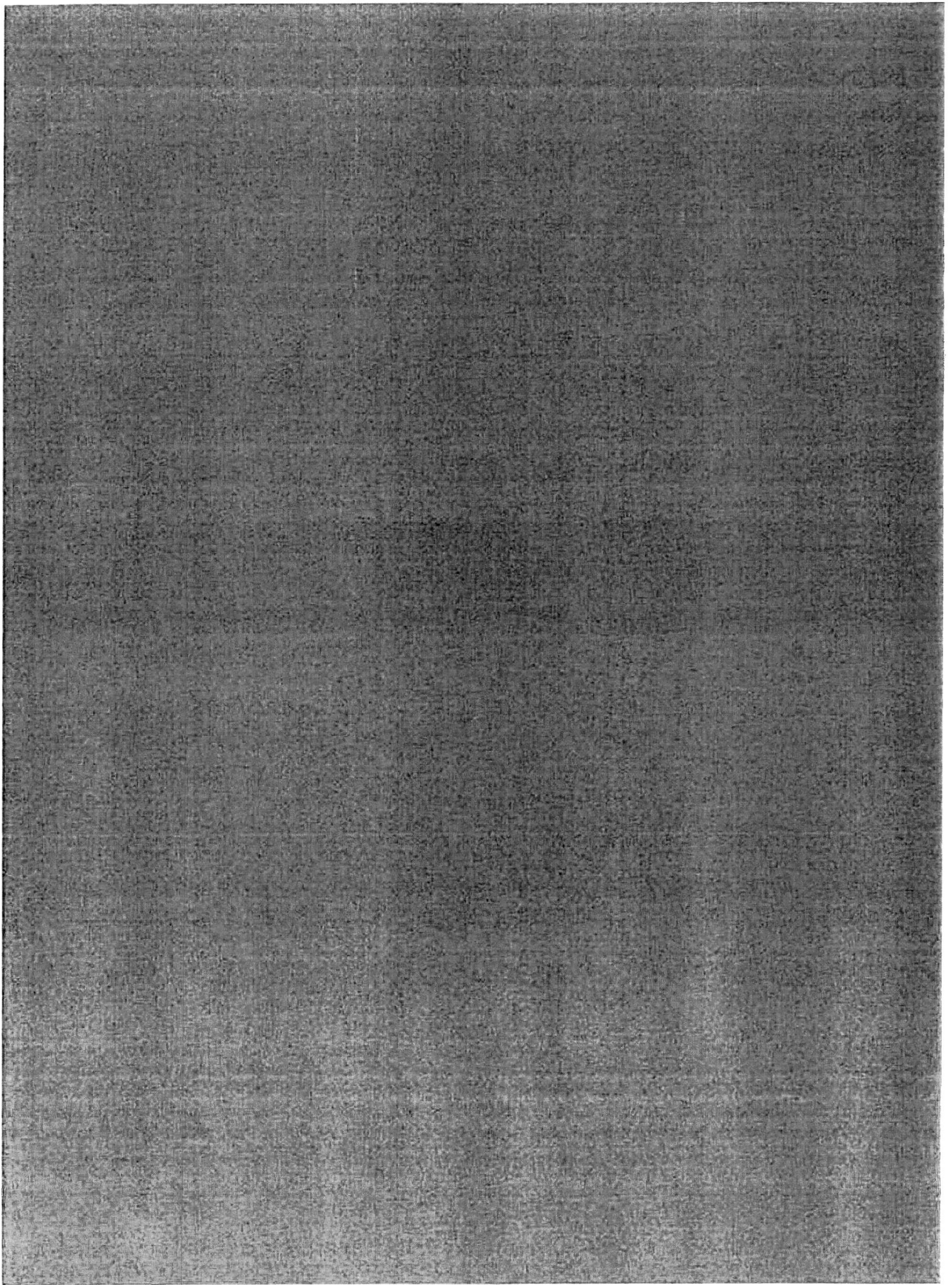
Regional Immigration Services Bureau / Branch

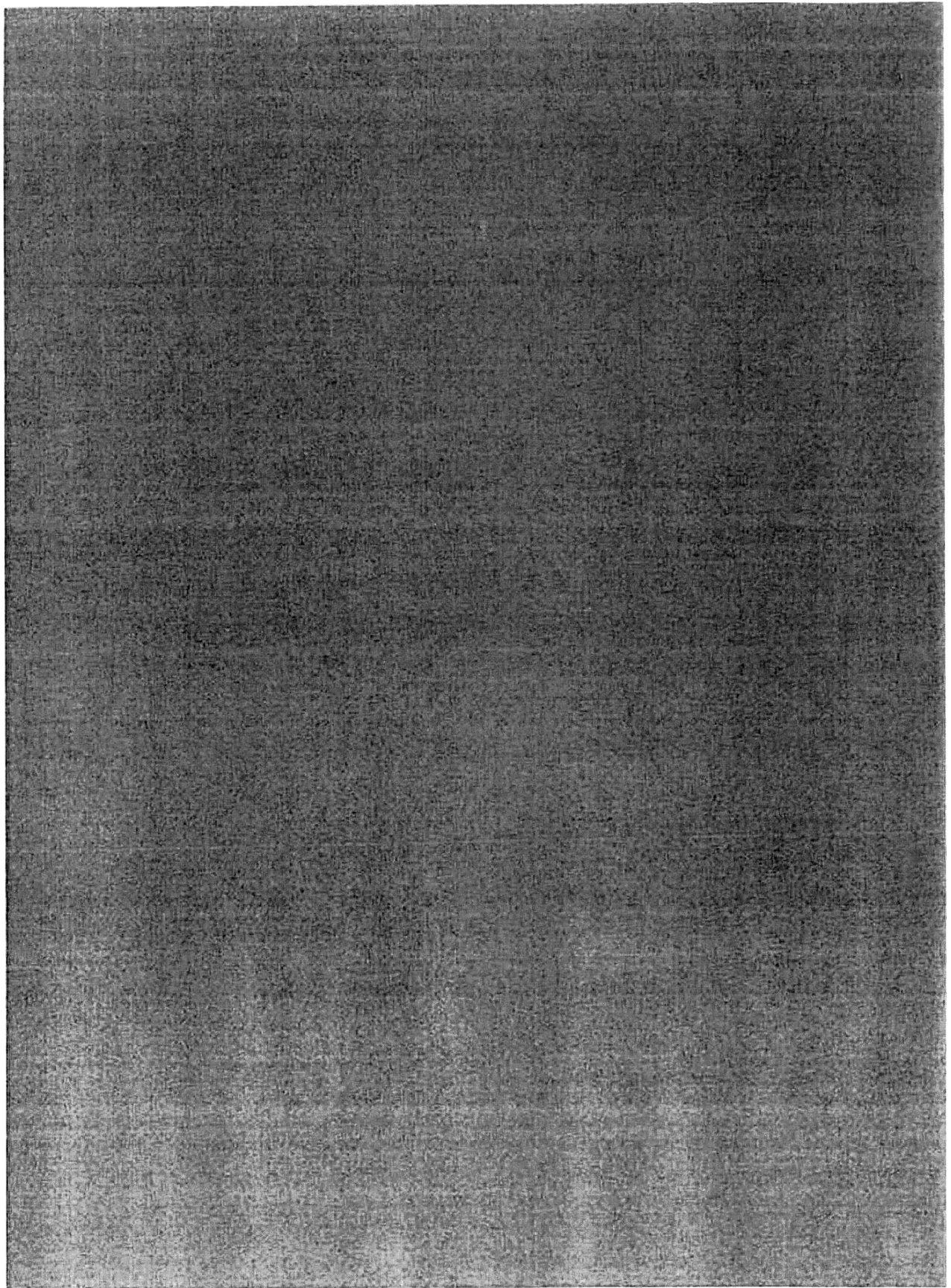
電話番号 Phone No.











**CONFIRMATION OF ELIGIBILITY
UNDER
STATUS OF FORCES AGREEMENT**
日米地位協定該当確認書

(Authority: USFJ Instruction 36-2611)
(根拠: 在日米軍インストラクション 36-2611)

1. Applicant's Name: _____
申出者氏名

Date of Birth: _____
生年月日

Sex: _____ Nationality: _____
性別 国籍

2. The US Armed Forces express our intention to invite the individual mentioned above* as

a member of the civilian component under Article I (b) of the Status of Forces Agreement.

a designated contractor under Article XIV of the Status of Forces Agreement.

在日米軍は、上記の者を、日米地位協定第1条(b)の軍属 日米地位協定第14条の特殊契約者として招聘しようとしていることを表明する。

※スペースが足りない場合は上部余白に記入。
Naha District Immigration Office.

3. Director, **Fukuoka** Regional Immigration Services Bureau, **Kadena** Branch Office has confirmed that the individual mentioned in the above paragraph 1 has obtained the necessary documents as prescribed in an agreement of the US-Japan Joint Committee.
_____地方出入国在留管理局_____出張所は、上記1の者が、日米合同委員会合意において記載される必要な文書を所持していることを確認した。

4. Validity period of this document:

本文書の有効期間

From _____ To _____
_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までの間

5. The individual mentioned in the above paragraph 1 falls under Article I (b) Article XIV of the Status of Forces Agreement and is subject to the Status of Forces Agreement from the date signed or sealed by both authorities (**1st** day of **July**, 20**18**), US Armed Forces and Regional Immigration Bureau, to the validity period of this document (_____ day of _____, 20____). In the case where there is no signature or seal of the US Armed Forces and/or the Regional Immigration Services Bureau, the individual mentioned in the above paragraph 1 shall not apply to be a member of the US Armed Forces and is not subject to the Status of Forces Agreement.

在日米軍及び_____地方出入国在留管理局_____出張所の両機関の署名又は印が押された日(_____年_____月_____日)から、本文書の有効期限(_____年_____月_____日)までの間、上記1の者は 日米地位協定第1条(b) 14条の特殊契約者に該当し、日米地位協定の適用を受ける。当該署名又は印のいずれも又はいずれかが押されていない場合には、上記1の者は合衆国軍隊のメンバーに該当せず、日米地位協定の適用を受けることはできない。

USFJ FORM 7EJ (Cont'd)

在日米軍様式 7EJ (続き)

For the United States: 合衆国のために	For Japan: 日本国のために
Signature: _____ 署名 Date: _____ 日付 Name and Rank: _____ 氏名・階級 Organization: _____ 部隊 POC Email and Phone: _____ 担当者電子メール・電話	Signature or Seal: _____ 署名又は印 Date: _____ 日付 Name: _____ 氏名 Director, Fukuoka Regional Immigration Services Bureau, Naha District Immigration Office, Kadena Branch Office ____地方出入国在留管理局 ____出張所長 POC Email and Phone: ※電話番号のみ記入 担当者電子メール・電話
Remark: 備考 *If a contractor, member has been determined to be essential to the mission of the United States armed forces and has a high degree of skill of knowledge for the accomplishment of mission requirements by fulfilling one of the following: <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> Acquiring the skill and knowledge through a process of higher education or specialized training and experience; <input type="checkbox"/> Possessing a security clearance recognized by the United States to perform his or her duties; <input type="checkbox"/> Possessing a license or certification issued by a U.S. Federal Department or Agency, U.S. State, U.S. Territory, or the District of Columbia to perform his or her duties; or <input type="checkbox"/> Identified by the United States armed forces as necessary in an emergent situation and will remain in Japan for less than 91 days to fulfill specialized duties; or <input type="checkbox"/> Specifically authorized by the Joint Committee (to include Article XIV contractors). 	Remark: 備考 <p style="text-align: center;">The individual is not ordinarily resident.</p> <p>※1(b)のみ記入。ただし、日本語訳を記入することまでは不要。</p> <p>※その他特筆事項があれば適宜記入（通常想定はされない）</p>

**CONFIRMATION OF ELIGIBILITY
UNDER
STATUS OF FORCES AGREEMENT**
日米地位協定該当確認書

(Authority: USFJ Instruction 36-2611)
(根拠： 在日米軍インストラクション 36-2611)

1. Applicant's Name: _____
申出者氏名
- Date of Birth: _____
生年月日
- Sex: _____ Nationality: _____
性別 国籍

2. The US Armed Forces express our intention to invite the individual mentioned above as
 Spouse Child Parent under Article I (c) of the Status of Forces Agreement.
在日米軍は、上記の者を、日米地位協定第1条(c)の 配偶者 子 親として招聘しようとしていることを表明する。

※スペースが足りない場合は上部余白に記入。
Naha District Immigration Office.

3. Director, **Fukuoka** Regional Immigration Services Bureau, **Kadena**
Branch Office has confirmed that the individual mentioned in the above paragraph 1 has obtained the
necessary documents as prescribed in an agreement of the US-Japan Joint Committee.
_____地方出入国在留管理局_____出張所は、上記1の者が、日米合同委員会合意において記載される必要な文書を所持して
いることを確認した。

4. The individual mentioned in the above paragraph 1 falls under Article I (c) of the Status of Forces
Agreement as Spouse Child Parent and is subject to the Status of Forces Agreement.
上記1の者は日米地位協定第1条(c)の 配偶者 子 親に該当し、日米地位協定の適用を受ける。

USFJ FORM 8EJ (Cont'd)
 在日米軍様式 8EJ (続き)

<p>For the United States: 合衆国のために</p>	<p>For Japan: 日本国のために</p>
<p>Signature: _____ <small>署名</small></p> <p>Date: _____ <small>日付</small></p> <p>Name and Rank: _____ <small>氏名・階級</small></p> <hr/> <p>Organization: _____ <small>部隊</small></p> <p>POC Email and Phone: _____ <small>担当者電子メール・電話</small></p> <hr/>	<p>Signature or Seal: _____ <small>署名又は印</small></p> <p>Date: _____ <small>日付</small></p> <p>Name: _____ <small>氏名</small></p> <p>Director, <u>Fukuoka</u> Regional Immigration Services Bureau, <u>Naha District Immigration Office, Kadena</u> Branch Office <small>_____ 地方出入国在留管理局 _____ 出張所長</small></p> <p>POC Email and Phone: _____ <small>担当者電子メール・電話</small></p> <hr/>
<p>Remark: <small>備考</small></p>	<p>Remark: <small>備考</small></p> <p>_____ XXXXX</p> <p><small>※特筆事項があれば適宜記入 (通常想定はされない)</small></p>